

滋賀県認定こども園施設整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備事業（以下「認定こども園整備事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、別添「滋賀県認定こども園施設整備事業」に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- ① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、または補助している事業
- ② 土地の買収または整地に要する費用に対し補助を行う事業
- ③ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用に対し補助を行う事業
- ④ 職員の宿舎に要する費用に対し補助を行う事業
- ⑤ その他認定こども園の施設整備として適当と認められない費用に対し補助を行う事業

(認定こども園整備事業の実施主体)

第3条 認定こども園整備事業の実施主体は市町とする。また、市町は、別紙1に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助または助成等により事業を実施することができるものとする。

(事前協議および交付申請)

第4条 市町がこの補助金の交付を受けて、第2条第1項に定める認定こども園整備事業を実施しようとする場合には、県に対して事前協議を行うものとする。

2 この補助金の交付申請は、交付申請書（様式1-1）に関係書類を添えて、別途定める期日までに、知事に対して提出するものとする。

(状況報告)

第5条 市町は、補助金の交付対象となった認定こども園整備事業にかかる工事に着工したときは、様式3により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については様式4により当該年度の1月末日現在の状況を翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第6条 この補助金の実績報告は、実績報告書(様式2-1)に関係書類を添えて、事業を完了した日から30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日に、知事に対して提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 市町が認定こども園整備事業を実施する場合、この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械および器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊しまたは廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 市町は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式5)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

- (10) 市町が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部または一部を県に納付させることがある。

2 市町が社会福祉法人等の事業者に対し補助することにより認定こども園整備事業を実

施する場合、この補助金の交付決定には、次の条件を付さなければならない。

(1) 第1項の(2)、(3)および(4)に掲げる条件

(2) 市町が事業者に対して、この補助金を補助する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町長の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模または構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 利用定員

イ 事業を中止し、または廃止（一部の中止、または廃止を含む。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械および器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊しまたは廃棄してはならない。

オ 市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市町に納付させることがある。

カ 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む）は、速やかに市町長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または支社、支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を市町に返還しなければならない。

ク 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を

除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(3) (2)により付した条件に基づき、市町長が承認または指示する場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。

(4) 市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市町に納付させることがある。

(5) 事業者が(2)より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

3 認定こども園整備事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付額の算定方法)

第8条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 事業または工事請負契約等を締結する単位ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人および社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (別表)補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

(3) 事業ごとに、(1)により選定された額に別紙に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

(電磁的方法による提出)

第9条 市町は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく状況報告、第6条の規定に基づく実績報告または第7条の規定に基づく知事の承認を必要とする申請・報告等については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他留意事項)

第10条 市町が事業者に対し補助することにより認定こども園整備事業を行う場合は、市町は当該補助金の交付申請および交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。

付 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 12 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 25 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。